

議案第28号

北上市子ども等福祉医療費給付条例の一部を改正する条例

北上市子ども等福祉医療費給付条例（平成7年北上市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受給者の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給者から除くものとする。ただし、災害その他特別の事情がある者で規則に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 子ども（乳幼児を除く。）については、その保護者の前年の所得（1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその扶養親族等でない子どもでその保護者が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定に基づき児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額（前々年所得については前年の児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額とする。以下同じ。）に規則で定める額を加えた額以上である者</u></p>	<p>(受給者の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給者から除くものとする。ただし、災害その他特別の事情がある者で規則に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

(4) 妊産婦については、本人、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は保護者の前年の所得が前号に定める額以上である者

(5) 重度心身障害者（乳幼児を除く。）については、次のア又はイに該当する者
ア・イ [略]

(6) ひとり親家庭の父母等及びひとり親家庭の児童等（乳幼児を除く。）については、本人の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者又は当該本人と同一世帯の主たる生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額を超える者

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、同

(3) 妊産婦については、本人、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は保護者の前年の所得（1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその扶養親族等でない子どもでその保護者が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定に基づき児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額（前々年所得については前年の児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額とする。以下同じ。）に規則で定める額を加えた額以上である者

(4) 重度心身障害者（子どもを除く。）については、次のア又はイに該当する者
ア・イ [略]

(5) ひとり親家庭の父母等及びひとり親家庭の児童等（子どもを除く。）については、本人の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者又は当該本人と同一世帯の主たる生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額を超える者

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、同

項第3号、第4号及び第6号については児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例により、同項第5号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項から第4項までの規定の例による。

項第3号及び第5号については児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例により、同項第4号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項から第4項までの規定の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市子ども等福祉医療費給付条例の規定は、施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の受給者証の交付に係る事務手続は、施行の日前においても行うことができる。

令和5年8月31日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

子どもの受療に係る医療費給付について、所得制限を撤廃しようとするものである。